

令和5年9月13日

第576回 海務協議会議題

1. 税関手続に係る注意喚起について（無許可輸出、事前報告の乗組員氏名の誤り）
2. 前回の質問に対する回答（とん税一時納付状況の削除について）
3. 税関庁舎停電に伴う NACCS 利用不可について（9月23日（土））
4. 「よこはま新港合同庁舎」竣工に伴う部門の移転について（保税関係）
5. その他・質疑応答

<横浜税関 出席者>

- | | |
|-------------|----------|
| ・ 監視部総括許可部門 | 澤口 統括監視官 |
| ・ // | 志鳥 上席監視官 |

訪船者による税関手続き非違事例

税関手続きの不備により、乗組員及び訪船者等に対する指導を行う事案が多数発生しており、事案の中には、関税法違反として処分を行っているものもあります。

船舶代理店各社におかれましては、入出港業務等で船舶に乗船した際、船長を通じ乗組員等下記事例をご紹介いただくことや、船社、荷主等の訪船者に注意を促すことなど、事例を参考にぜひご対応をお願いいたします。ご不明な点がございましたら税関窓口にお問い合わせください。

【事例 1】

本船に訪船者 1 名がカートン 1 箱を所持し乗船したことを確認したため、下船時に税関職員が職務質問を実施。

職務質問の結果、同人は乗組員転船業者であり、カートンの中身については、電車内に忘れた船長の手回り品であったが、税関手続きは要しないと思い、何ら税関に申告することなく、本船へカートンを持ち込んだことが判明した。

<必要な手続き及び根拠>

- ✓ 貨物の授受を目的とする交通であるため「船陸交通許可申請」(関税法第 24 条第 2 項)
- ✓ 訪船者よる船舶乗組員への携帯品の持込みは「持込申告書」を税関に提出する

【事例 2】

本船サイドに停車した車両より、訪船者と思われる 1 名が当該本船へ品物を積み込んでいるところを確認したため、税関職員が職務質問を実施。

職務質問の結果、同人は市中にて販売店を営んでいる者であり、前日、店を訪れた当該本船の乗組員から食料品の注文を受けたため配達に訪船したが、何ら税関に申告することなく、食料品を積み込んだことが判明した。

<必要な手続き及び根拠>

- ✓ 船用品という位置付けで積込む場合は「内国貨物船用品積込承認申告」(関税法第 23 条(船用品の積込み等))
- ✓ 乗組員個人のもの(携帯品)という位置付けで積込む場合は「持込申告」(当該申告により、関税法基本通達 67-2-7(旅具通関扱いをする輸出貨物)に規定する貨物に該当するか否か等を確認)
- ✓ 持込申告の場合は、「持込申告書」及び「船陸交通許可申請」(関税法第 24 条第 2 項)が必要

無許可で積込をしたことにより、罰金となった事例もあります。

事前報告における乗組員氏名誤りの注意喚起について

前港で乗組員の交代により、乗組員が変わっているにもかかわらず前港入港時の乗組員氏名表のまま、提出した事例がありました。

- ・船長氏名に誤りがあつたまま、とん税納付がされると、とん税誤納付となります。
- ・最初に誤ると、誤つたまま引き継いでそのまま2次港、3次港と誤ってしまう可能性があります。

【その他入力方法について参考】

- ・インドネシア人等、苗字がない人（ラストネーム、ファミリーネームがない人）の場合は、システム上便宜、「ラストネーム」欄に記載することになります。
- ・ラストネームとファーストネームの区別がつかない場合は続けて記載する。（下記要領参照）

【事務処理要領から】

もし、乗組員氏名のラストネーム（苗字、ファミリーネーム）、ファーストネーム（名前）、ミドルネームの区別ができない場合は、分割することなく「ラストネーム*」欄、「ファースト」欄、「ミドル」欄の順に続けて入力する。

（乗組員氏名の入力例）

例1：ラストネーム、ファーストネーム、ミドルネームの区別ができない場合

Narantungalaggardnertaktarov（28文字）

「ラストネーム*」欄NARANTUNGALAGGARDNERTAKTA（25文字）「ファースト」欄ROV（3文字）

例2：大文字小文字の区別があり、判断ができる場合NarantungalagGardnerTaktarov（28文字）

「ラストネーム*」欄NARANTUNGALAG（13文字）「ファースト」欄GARDNER（7文字）「ミドル」欄TAKTAROV（8文字）

苗字＝ラストネーム、ファミリーネーム

名＝ファーストネーム

第575回海務協議会におけるご質問に対するご回答

質問)

弊社は、取扱船舶の年間とん税の納付状況をNACCSのIVS業務で事前に確認しますが、有効期限が数年前に期限切れになっているデータが残っているのが見受けられます。

NACCS側で自動削除はできないものでしょうか。

回答)

NACCS側に自動削除の機能はございませんので、店社様側から削除申請をしていただき、税関が削除することになります。

とん税等一時納付情報が20港分システムに登録されているため、「とん税等納付申告」業務（業務コード：TPC）が実施できない場合、次により削除いたします。

まず、とん税等一時納付情報の削除を希望する方から「NACCS登録情報変更申出」を提出していただきます。

「NACCS登録情報変更申出」を受理した税関において、とん税等一時納付情報の削除を行います。なお、「NACCS登録情報変更申出」は、「汎用申請」業務（業務コード：HYS）を利用して提出いただくことも可能です。

また、他港のとん税等一時納付情報を削除依頼したい場合は、その管轄税関の監視担当部門へ申請いただくとスムーズです。

【イメージ】

NACCS IVS業務

ZEIKAN号

とん税等一時納付

	港	適用税率	納付申告番号	納付年月日	有効期限
1	JPAXT	B	87	2022/11/21	2023/11/20
2	JPHIC	B	27	2022/10/7	2023/10/06
3	JPHKT	B	67	2021/10/12	2022/10/11
4	JPNAO	B	57	2021/11/03	2022/11/02
5 . . .	JPOIP	B	67	2021/08/18	2022/08/17
20	JPKSM	B	27	2022/9/21	2023/09/20

・港をキーとしており、枠が20港分までしかない。

・有効期限切れも自動削除されない。

税関庁舎停電に伴う **NACCS 利用不可**について

令和 5 年 9 月 23 日（土）に停電を伴う電気設備点検を行う予定であり、これにより、

9 月 23 日（土） 08：30～13：00 の間

横浜税関監視部取締部門（官署コード：2A）
※横浜税関本関監視部で対応する川崎税関支署（官署コード：2M）の監視業務を含む
に対する NACCS 業務ができません。

大変ご迷惑をお掛けしますが、上記時間帯においては、マニュアル（窓口）での手続きお願いいたします。

なお、監視分庁舎の電話及び FAX につきましては、通信可能となります。

NACCS 掲示板においても下記のとおり掲載しております。

The screenshot shows the NACCS notice board interface. At the top, there is a search bar and navigation links like 'NACCS 公式ホームページへ', '検索', 'お問い合わせ', and 'サイトマップ'. Below the navigation, there are tabs for 'TOP', 'NACCSのご利用方法', '申込手続 (NSS)', 'NACCS業務仕様・関連資料', and 'よくある問合せ'. The main content area features a notice titled '【2H】【2A】【2M】税関官署のシステム利用停止について' with a publication date of '2022年09月01日'. A red warning message states: '下記税関官署では設備点検等による回線不通のため、停止期間中はNACCS業務の処理ができません。停止期間中に下記官署に向けて業務を行う場合は、あらかじめ税関にお問い合わせください。' Below this is a table with columns for '税関', '官署', and '停止期間'. The table lists three offices: 横浜税関 大黒埠頭出張所, 横浜税関 監視分庁舎, and 横浜税関 川崎税関支署 (with a note for monitoring business only). All are scheduled for September 23rd, 2022, from 08:30 to 13:00. At the bottom, a text box notes: '内容は昨年のもので、※今年分については NACCS 掲示板に、9 月 12 日に掲載されます。'

税関	官署	停止期間
横浜税関	大黒埠頭出張所	令和4年9月18日（日）08：30～13：00
横浜税関	監視分庁舎	令和4年9月18日（日）08：30～13：00
横浜税関	川崎税関支署 (横浜税関本関監視部で対応する監視業務のみ)	令和4年9月18日（日）08：30～13：00

議題 4

令和5年8月7日
横浜税関

関係各位

よこはま新港合同庁舎移転に伴う住所等の変更について

標記のことについて、下記の移転日にて住所等が変更となるため周知します。

記

1. 令和5年9月4日（月）午前8時30分から

移転対象部門	移転前 住所	移転後 住所	移転前 電話・FAX 番号	移転後 電話番号 ※ FAX は廃止
監視部保税検査1	横浜税関鶴見分庁舎 〒230-0053 神奈川県横浜市鶴見区大黒町 4-31	よこはま新港合同庁舎 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港 1-6-1	TEL : 045-501-0368 FAX : 045-287-2201	TEL : 045-212-6106
監視部保税検査2			TEL : 045-501-4434 FAX : 045-287-2202	TEL : 045-212-6107
監視部歩留調査			TEL : 045-501-4424 FAX : 045-287-2202	TEL : 045-212-6108

※ 令和5年9月1日（金）午後5時30分までは従来どおりの連絡が可能です。

2. 令和5年9月11日（月）午前8時30分から

移転対象部門	移転前 住所	移転後 住所	移転後 電話・FAX 番号 ※ 一部 FAX は廃止
監視部保税総括	横浜税関監視部分庁舎 〒231-8401 神奈川県横浜市中区海岸通 1-1	よこはま新港合同庁舎 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港 1-6-1	TEL : 045-212-6120 FAX : 045-663-7416
監視部保税取締			TEL : 045-212-6072 FAX : 045-201-6813
監視部特別監視官 第3			TEL : 045-212-6126 FAX : 045-663-7416
業務部 認定事業者管理官	横浜税関本関 〒231-8401 神奈川県横浜市中区海岸通 1-1		TEL : 045-212-6125 045-212-2440 045-212-6173

※ 令和5年9月8日（金）午後5時30分までは従来どおりの連絡が可能です。